

令和6年度第3回本別警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和7年2月25日（火）午後1時30分から午後2時40分まで

2 開催場所

本別警察署会議室

3 出席者

(1) 協議会 5人（定員6人）

会 長 田 西 喜 代
副 会 長 池 田 靖
委 員 伊 藤 貴 之
委 員 小 林 雅 子
委 員 志 戸 田 由 美 子

(2) 警察署 6人

署 長 佐 藤 充 昭
副 署 長 岡 部 尚 樹
刑事・生活安全課長 三 好 隆 宏
地域・交通課長 小 林 勝 則
警 務 係 長
警 務 係 主 任

4 会議概要

(1) 会長挨拶

(2) 本別警察署長挨拶

(3) 前回協議会時の委員提言等に対する警察措置説明

■ 委員

近年、鹿が増加し道路に出現することが頻繁になっているので、町外から来る方に分かるような工夫をして交通事故を防いでほしい。

■ 警察説明

前回協議会后、道路管理者に対する働き掛けを行い、管内3町の国道及び道道に設置されている全ての「道路情報板」に注意喚起メッセージを表示して、ドライバーへの注意喚起を実施しました。

また、交通安全講話の機会に、全道における鹿との交通事故発生状況や事故防止上の着眼点等に関する講話を行ったほか、各種諸手続で来署された方々への注意喚起や街頭啓発時における注意喚起など、様々な機会を捉えて広報啓発を推進しました。

■ 委員

道道663号は、国道の迂回路として通行量が多く、しかもかなりのスピードで走行する車両がほとんどです。

このエリアには、町営住宅や子育て支援住宅、子どもセンターが隣接しているほか、北3条2丁目の十勝東部森林管理署と町障がい者地域支援センター付近の道道と町道の交差点には、町道側に一時停止の標識が無く、過去にも数回車同士の衝突事故が発生しています。

■ 警察説明

前回協議会后、現地調査を実施して道道663号線の道路環境や交通実態等を確認しました。

現地調査を踏まえて、警察本部（方面）と一時停止標識の設置検討を行いました。現状としては設置が困難な状況にありますので、道路管理者である足寄町役場と法定外標識（一時停止）設置に関する協議を行いました。

また、道道663号線における速度抑制と交通事故抑止を図るべく、速度違反取締りを複数回行いました。

(4) 業務推進状況等説明

■ 刑事・生活安全関係

■ 地域・交通関係

(5) 事前アンケートに対する回答

■ 委員

こども110番の家に加入している方の人数、場所及び毎年学校にお知らせしているのか伺いたい。

■ 警察回答

「こども110番の家」とは、小学校の通学路を中心に、登下校時などに身の危険を感じた子供が、駆け込み・助けを求めることができる商店や事務所、一般住宅を言い、「こども110番」の家では、子供を保護して警察や学校に通報するというものになります。

当署管内は、平成13年10月1日に関係機関の御協力を得て、本別地方防犯協会連合会が中心となって開設・運用が開始されました。

各町及び各町防犯協会の御協力の下、現在の登録数は、管内3町で133箇所となっております。

○ 本別町：81箇所

○ 足寄町：46箇所

○ 陸別町：6箇所

となっております。

一般住宅をはじめ、コンビニ、ガソリンスタンド、郵便局、各種事業者が登録しており、目印として「こども110番の家」と記載の幟旗が掲げられています。

学校に対する周知ですが、当署では、小学校等で開催している不審者対応訓練時や防犯講話時などの機会に「こども110番の家」に関する周知を行っています。

また、各町においてもマップ配布や広報紙掲載などの方法で周知していると承知しています。

■ 警察業務について

事件事故があった後の調べはもちろんですが、予防はどのような場合に行うのか、また、ストーカーの問題はどの程度から関わるのか伺いたい。

■ 警察回答

警察法に、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持にあたること」が責務として定められ、この責務を全うするために、様々な法律を根拠に活動を行っています。

ですから、この責務の範囲内において、犯罪を予防するための手段として、交番の警察官が行う警ら活動や巡回連絡、交通取締、防犯教室や交通安全教室の開催、ホームページやSNSを活用した情報発信、他機関と連携した広報啓発活動を行っているほか、事件・事故現場における様々な警察活動においても必要な予防措置を講じています。

ストーカー事案については、被害者や関係者からの相談などを通じて認知した場合、被害の拡大を防ぐために被害者の避難等の支援を行うとともに、先制的に相手に接触して必要な警告を行い、悪質な場合は法令を駆使して禁止命令等の措置を講じ、違反した場合は検挙措置を講じています。

- これから未来ある若者が犯罪に巻き込まれないようにするために、どう行動していくのか、または、どのような活動を強化していくのか伺いたい。

- 警察回答

子供・若者が、犯罪の被害者や加害者とならないよう、

- 子供・若者を対象とする各種犯罪の検挙や少年補導
- 防犯教室、非行防止教室、薬物乱用防止教室などを通じた啓発
- 子供や若者にとって身近なツールであるユーチューブやSNSなどの媒体を活用した啓発
- インターネット上に流通する違法情報や有害情報の削除要請
- 学校をはじめとする関係機関と連携した取組

といった各種諸対策を強力に推進していく所存です。

- 過日会合があった際、参加者の方々が、

- ・ ニュース等で「なりすましサギ」の話の沢山聞く
- ・ しかし、何故こんなに騒がれているのに被害が無くならないのか分からない。

といった話題になった。

気を付けようと思っているが、具体的にどのように騙されるのか、そのきっかけが分からないからだと思いますので、具体的な事例を1つでいいので教えてもらいたい。

- 警察回答

回答に先立ち

- 啓発用動画
- 音声記録（NTTファイナンスを騙る者からの料金未納請求）

を視聴

最近の事例においては、+から始まる国際電話から自身のスマートフォンに着信がきたり、SMSやキャリアメールでNTTファイナンスを騙って未納料金の督促通知が来ます。

お聞きいただいた音声にもあるとおり、そこから電話に対応すると、音声ガイドダンスが流れて、オペレーターに繋がる演出がありますが、これらは実際のコールセンターと違いがありません。

そのため、相手をNTTファイナンスの人だと信じてしまい、相手から矢継ぎ早に未納料金があって、訴訟に移行中という事態を説明され、その救済措置として時間制限を設けてすぐにコンビニでお金を払うことで訴訟から免れることが可能だと案内がなされます。

どんな人でも、自身が窮地に陥れば、どうにか切り抜けなければいけないと考えます。

詐欺の犯人は、人の心理を巧みに利用するのです。

また、詐欺被害に遭うきっかけは、普段の生活の中にあります。

多くの人々が、日々のニュース等を通じて、実際の詐欺手口を見聞きしているはずですが、「私は他人と比べて詐欺に遭いにくい」、「自分は大丈夫」というようにリスクを楽観視する心理が働いてしまい、このリスクを楽観視する心理が強い人ほど被害に遭いやすい傾向にあります。

犯人の手口は、変化し巧妙化していますので警戒をお願いするとともに、詐欺と思われる不審な電話が掛かってきた等ありましたら、警察相談専用ダイヤル「#9110」又は当署へ御相談ください。

(6) 諮問事項

交番・駐在所の警察官の活動

(7) 質疑応答

■ 委員

先程説明がありました道道663号線における交通事故抑止対策について、道路沿線には保育園が所在しており、子供を乗せた車両が多数往来していることから、法定外標識（一時停止）の設置が実現すれば、より安全な道路環境になると感じました。対応いただきありがとうございました。

■ 警察回答

当署では、引き続き住民の安心・安全の確保に努めて参ります。

■ 委員

立入禁止場所における釣り人の検挙事例に関する説明があったが、具体的にどのような場所だったのか伺いたい。

■ 警察回答

立入りが禁止されている「ダム」である。

■ 委員

法律で定める正式な罪名や刑法犯認知件数等の用語は、民間人には馴染みが無い用語等であり、具体的イメージが沸きにくい部分もあることから、資料作成時や説明時には、平易な用語に変換してもらいたい。

■ 警察回答

御意見は今後の協議会開催時等の参考とさせていただくとともに、より分かりやすい資料作成や説明に努めて参ります。

■ 委員

過去、本別警察署と仙美里小学校合同で特殊詐欺被害防止等の標語を記載した「割り箸用箸袋」を作成し配布する啓発活動を実施したが、今後も同様の取組予定があるか伺いたい。

■ 警察回答

啓発用グッズの協同作成や啓発活動の協同実施など、今後も管内の小・中・高校や役場等の関係機関と連携した啓発活動を推進していく所存です。

■ 委員

「こども110番の家」の登録者は、幟旗を掲示していたと記憶しているが、現在も変わらず掲示しているのか。

また、破損・劣化した場合の交換は可能なのか伺いたい。

■ 警察回答

現在も変わらず、「こども110番の家」と記載の幟旗が掲示されているほか、交換は可能です。

交換に際しては、防犯協会又は当署まで御連絡ください。

■ 委員

大規模災害発生時における警察の対応について伺います。

例えば、住民が避難した後の空き家に対する警戒（空き巣等の警戒）など、ど

のような対応を行うのか伺いたい。

■ 警察回答

指揮体制及び対処体制を早期に確立して、被害実態把握のための情報収集を行うほか、住民の避難誘導、行方不明者の捜索、要救助者の救助など、第1に人命を優先した対応を行います。

また、被害規模や状況に応じて、警察本部（方面本部含む。）、近隣警察署、機動隊等の専門部隊、他府県警察の応援を得て、被災地における犯罪抑止対策（警ら活動等）や避難者のケア（困りごと相談等）といった様々な活動を行います。

■ 委員

スキー場におけるバックカントリースキーについて罰則の有無を伺いたい。

■ 警察回答

バックカントリースキーを規制する法令は現時点ありませんが、スキー場においてルールを定めて禁止していると承知しています。

各スキー場毎に利用客への注意喚起が行われていると承知していますが、警察においても関係機関と連携を図り、様々な手段・方法を用いて注意喚起を行っています。